

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う行政執行法人を含むものを「全労委」、含まないものを「行政執行法人を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

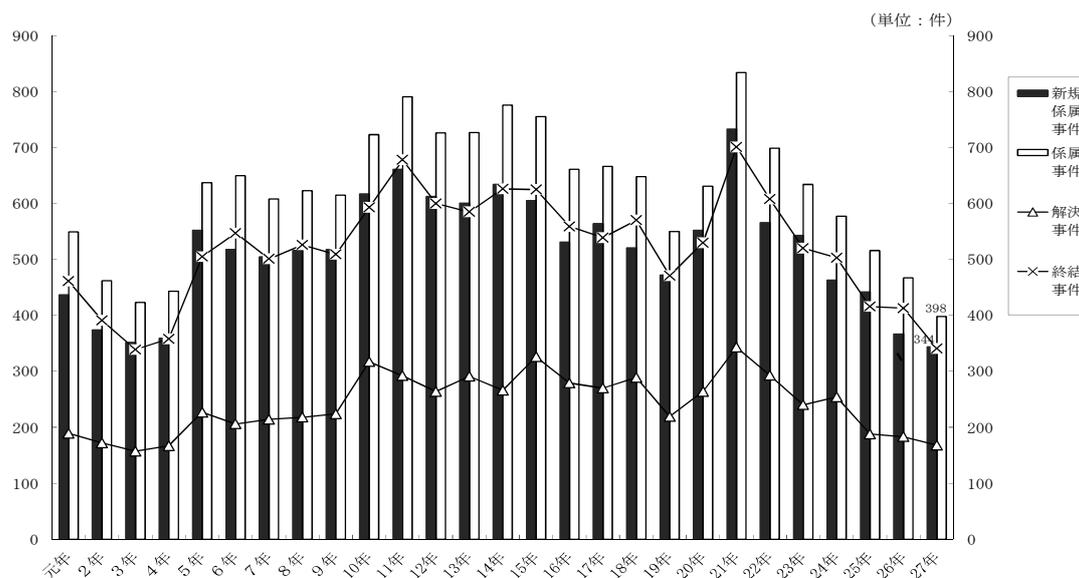
1 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

27年に係属した労働争議調整事件数（行政執行法人を除く）は396件（26年463件）で、このうち26年から繰越されたものは54件（同100件）、新規に係属したものは342件（同363件）であった（第18表参照）。

また、全労委に係属した労働争議調整事件数は398件（同467件）、新規に係属したものは344件（同367件）であった（図1及び巻末統計表第11表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は342件で、26年に比べ21件の減少となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では0件で4件の減少、都道府県労委では342件で17件の減少であった（第18表、第19表参照）。

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん340件・99.4%（26年358件・98.6%）、調停2件・0.6%（同5件・1.4%）、仲裁0件・0.0%（同0件・0.0%）となっている（第18表参照）。

第 18 表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（行政執行法人を除く）

（単位：件）

区分 労委	係属件数					計	終結件数				計	次年 繰越
	前年 繰越	新 あつせん	調停	仲裁	規 計		取下	解決 裁定	不調 打切	移管		
北海道	3	15			15	18	1	11	6		18	
青森		4			4	4		2	2		4	
岩手												
宮城		4			4	4	1	2			3	1
秋田		4			4	4		3	1		4	
山形	2	3			3	5		1	3		4	1
福島		1			1	1			1		1	
茨城		6			6	6	4	1	1		6	
栃木		3			3	3	2	1			3	
群馬	1	2			2	3		2	1		3	
埼玉		7			7	7		5	2		7	
千葉		3			3	3			1		1	2
東京都	10	87			87	97	10	43	28		81	16
神奈川県	6	22			22	28	3	11	7		21	7
新潟		2			2	2		1	1		2	
山梨												
長野		4			4	4		3			3	1
静岡	1	10			10	11		2	8		10	1
富山		4			4	4	2		2		4	
石川	1	1			1	2		2			2	
福井												
岐阜		5			5	5	2	2	1		5	
愛知	5	14	1		15	20	2	6	9		17	3
三重		13			13	13		2	9		11	2
滋賀		5			5	5		3	2		5	
京都	4	17			17	21	1	8	8		17	4
大阪	13	27	1		28	41	13	17	6		36	5
兵庫	3	8			8	11		9			9	2
奈良	1	4			4	5	1	1	1		3	2
和歌山		3			3	3		1	1		2	1
鳥取		1			1	1		1			1	
島根		2			2	2			2		2	
岡山		2			2	2		1	1		2	
広島		4			4	4		2	1		3	1
山口		6			6	6	2	3			5	1
徳島		3			3	3			1		1	2
香川		1			1	1						1
愛媛		5			5	5	3	2			5	
高知		6			6	6	2	1	3		6	
福岡	2	15			15	17	3	9	3		15	2
佐賀		1			1	1		1			1	
長崎	1	3			3	4		2	2		4	
熊本		3			3	3		2			2	1
大分		4			4	4		2	2		4	
宮崎		2			2	2			1		1	1
鹿児島												
沖縄	1	4			4	5	1	1	3		5	
都道府県 労委計	54	340	2		342	396	53	166	120		339	57
中労委												
合計	54	340	2		342	396	53	166	120		339	57
前年同期	100	358 (4)	5		363 (4)	463 (4)	90 (1)	179 (3)	138	2	409 (4)	54
前年 同期比	-46	-18 (-4)	-3		-21 (-4)	-67 (-4)	-37 (-1)	-13 (-3)	-18	-2	-70 (-4)	3

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

第 19 表 新規係属事件数及び対象労働者数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、千人）

年	中労委＋都道府県労委		中 労 委		都 道 府 県 労 委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
23年	543	376	7	11	536	365
24年	463	337	1	0	462	337
25年	441	236	17	8	424	228
26年	363	280	4	12	359	267
27年	342	320	0	0	342	320

(4) 適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが 342 件（26 年 362 件）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが 0 件（同 1 件）、行政執行法人の労働関係に関する法律（行労法）に基づくものは 2 件（同 4 件）であった（第 20 表参照）。

第 20 表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

区 分	新 規 係 属 事 件			
	計	労調法	地公労法	行労法
合 計	344(2)	342		2(2)
あっせん 調 停 仲 裁	340 4(2)	340 2		2(2)

（注）（ ）内は中労委取扱件数で内数。

(5) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が 315 件・92.1%（26 年 335 件・92.3%）、使用者からの申請が 26 件・7.6%（同 27 件・7.4%）、労使双方からの申請が 1 件・0.3%（同 1 件・0.3%）であった（第 21 表参照）。

第 21 表 開始事由別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	開始事由		使 側 申 請		双 方 申 請		職 権		計	
	労 側 申 請									
23年	513	94.5%	26	4.8%	4	0.7%	0	0.0%	543	100.0%
24年	427	92.2%	35	4.8%	1	0.2%	0	0.0%	463	100.0%
25年	403	91.4%	33	7.5%	5	1.1%	0	0.0%	441	100.0%
26年	335	92.3%	27	7.4%	1	0.3%	0	0.0%	363	100.0%
27年	315	92.1%	26	7.6%	1	0.3%	0	0.0%	342	100.0%

(6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が87件・25.4%（26年86件・23.7%）で最も多く、以下、大阪が28件・8.2%（同47件・12.9%）、神奈川が22件・6.4%（同24件・6.6%）、京都が17件・5.0%（同12件・3.3%）、北海道が15件・4.4%（同18件・5.0%）、愛知が15件・4.4%（同16件・4.4%）、福岡が15件・4.4%（同16件・4.4%）と続いている（第18表参照）。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることが出来るもの）は8件（26年4件）、統一事件（2企業以上にわたる争議ではあるが、手続上1件として数えるもの）は2件4社（同5件11社）であった（第22表参照）。

第22表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況（行政執行法人を除く）

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	茨城県	鉄道業	協約効力・解釈、配置転換、その他の経営・人事	2
	千葉県	卸売業、小売業、医療業	一時金、団交促進	2
	愛知県	職業紹介・労働者派遣業、ゴム製品製造業	その他	2
	大阪府	窯業・土石製品製造業、道路貨物運送業	団交促進	2
	小計			8
統一事件	東京都	道路貨物運送業	解雇、団交促進、その他	1(2)
		道路貨物運送業	団交促進	1(2)
	小計			2(4)
合計			10	

- (注) 1 集団事件とは、手続上各企業ごとに1件と数えられるが、実質的には1件としてみることが出来るもの。
 2 統一事件とは、2企業以上にわたる争議であるが、手続上1件として数えるもの。
 3 統一事件の件数欄には企業数を（ ）で示した。

2 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が63件・18.4%（26年57件・15.7%）で最も多く、以下、医療、福祉が49件・14.3%（同58件・16.0%）、サービス業が44件・12.9%（同30件・8.3%）、製造業が40件・11.7%（同61件・16.8%）、教

育，学習支援業が39件・11.4%（同39件・10.7%）、卸売業，小売業が36件・10.5%（同32件・8.8%）と続いている（第23-1表参照）。

なお、全労委の新規係属事件を産業大分類別にみると、運輸業，郵便業が63件・18.3%（26年57件・15.5%）、医療，福祉が49件・14.2%（同60件・16.3%）、サービス業が44件・12.8%（同30件・8.2%）、製造業が42件・12.2%（同63件・17.2%）、教育，学習支援業が39件・11.3%（同39件・10.6%）、卸売業，小売業が36件・10.5%（同32件・8.7%）となっている（第23-2表参照）。

また、これを産業中分類別にみると、運輸業，郵便業の中では道路貨物運送業が32件・9.3%、医療，福祉の中では社会保険・社会福祉・介護事業が25件・7.3%、サービス業の中では職業紹介・労働者派遣業が12件・3.5%、製造業の中では金属製品製造業が9件・2.6%で最も多い（巻末統計表第14表参照）。

第23-1表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

産業	23年		24年		25年		26年		27年	
	件数	構成比								
全産業	543	100.0%	463	100.0%	441	100.0%	363	100.0%	342	100.0%
農林漁業，鉱業，採石業，砂利採取業	7	1.3%	4	0.9%	3	0.7%	1	0.3%	4	1.2%
建設業	10	1.8%	16	3.5%	6	1.4%	11	3.0%	7	2.0%
製造業	69	12.7%	71	15.3%	69	15.6%	61	16.8%	40	11.7%
電気・ガス 熱供給・水道業	2	0.4%	1	0.2%	5	1.1%	1	0.3%	0	0.0%
情報通信業	32	5.9%	24	5.2%	15	3.4%	12	3.3%	15	4.4%
運輸業，郵便業	94	17.3%	78	16.8%	74	16.8%	57	15.7%	63	18.4%
卸売業，小売業	49	9.0%	46	9.9%	40	9.1%	32	8.8%	36	10.5%
金融業，保険業	5	0.9%	4	0.9%	8	1.8%	4	1.1%	1	0.3%
不動産業，物品賃貸業	6	1.1%	7	1.5%	8	1.8%	9	2.5%	3	0.9%
学術研究， 専門・技術サービス業	15	2.8%	11	2.4%	20	4.5%	11	3.0%	7	2.0%
宿泊業， 飲食サービス業	21	3.9%	19	4.1%	18	4.1%	16	4.4%	15	4.4%
生活関連サービス業， 娯楽業	20	3.7%	11	2.4%	15	3.4%	6	1.7%	10	2.9%
教育，学習支援業	58	10.7%	60	13.0%	35	7.9%	39	10.7%	39	11.4%
医療，福祉	74	13.6%	45	9.7%	63	14.3%	58	16.0%	49	14.3%
複合サービス事業	9	1.7%	5	1.1%	7	1.6%	5	1.4%	6	1.8%
サービス業	59	10.9%	46	9.9%	40	9.1%	30	8.3%	44	12.9%
公務	13	2.4%	14	3.0%	14	3.2%	9	2.5%	2	0.6%
分類不能	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.3%	1	0.3%

第 23-2 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

（単位：件）

産業	23年		24年		25年		26年		27年	
	件数	構成比								
全産業	543	100.0%	463	100.0%	442	100.0%	367	100.0%	344	100.0%
製造業	69	12.7%	71	15.3%	69	15.6%	63	17.2%	42	12.2%
運輸業，郵便業	94	17.3%	78	16.8%	74	16.7%	57	15.5%	63	18.3%
卸売業，小売業	49	9.0%	46	9.9%	40	9.0%	32	8.7%	36	10.5%
教育，学習支援業	58	10.7%	60	13.0%	35	7.9%	39	10.6%	39	11.3%
医療，福祉	74	13.6%	45	9.7%	63	14.3%	60	16.3%	49	14.2%
サービス業	59	10.9%	46	9.9%	40	9.0%	30	8.2%	44	12.8%
その他の産業	140	25.8%	117	25.3%	121	27.4%	86	23.4%	71	20.6%

(2) 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99人以下が125件・36.5%（26年141件・38.8%）、100人以上499人以下が134件・39.2%（同117件・32.2%）、500人以上4,999人以下が67件・19.6%（同89件・24.5%）、5,000人以上が10件・2.9%（同13件・3.6%）、不明6件・1.8%（同3件・0.8%）であった（第24-1表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99人以下が165件・48.2%（26年176件・48.5%）、100人以上499人以下が86件・25.1%（同104件・28.7%）、500人以上4,999人以下が63件・18.4%（同65件・17.9%）、5,000人以上が21件・6.1%（同9件・2.5%）、不明7件・2.0%（同9件・2.5%）であった（第24-1表参照）。

なお、組合員数規模別の状況を全労委でみると、99人以下が125件・36.3%（26年141件・38.4%）、100人以上499人以下が134件・39.0%（同119件・32.4%）、500人以上4,999人以下が69件・20.1%（同91件・24.8%）、5,000人以上が10件・2.9%（同13件・3.5%）、不明6件・1.7%（同3件・0.8%）であった（第24-2表参照）。

従業員数規模別の状況を全労委でみると、99人以下が165件・48.0%（26年176件・48.0%）、100人以上499人以下が86件・25.0%（同106件・28.9%）、500人以上4,999人以下が65件・18.9%（同67件・18.3%）、5,000人以上が21件・6.1%（同9件・2.5%）、不明7件・2.0%（同9件・2.5%）であった（第24-2表参照）。

第 24-1 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	規模	規模別												合計					
		30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	不明	組合員数	従業員数	割合	割合	件数	割合				
23年	組合員数	109	20.1%	117	21.5%	147	27.1%	36	6.6%	50	9.2%	77	14.2%	6	1.1%	1	0.2%	543	100.0%
	従業員数	137	25.2%	120	22.1%	106	19.5%	48	8.8%	40	7.4%	44	8.1%	26	4.8%	22	4.1%		
24年	組合員数	86	18.6%	88	19.0%	125	27.0%	40	8.6%	49	10.6%	69	14.9%	6	1.3%	0	0.0%	463	100.0%
	従業員数	129	27.9%	103	22.2%	91	19.7%	28	6.0%	30	6.5%	48	10.4%	19	4.1%	15	3.2%		
25年	組合員数	86	19.5%	93	21.1%	108	24.5%	41	9.3%	51	11.6%	52	11.8%	9	2.0%	1	0.2%	441	100.0%
	従業員数	100	22.7%	116	26.3%	88	20.0%	40	9.1%	26	5.9%	41	9.3%	17	3.9%	13	2.9%		
26年	組合員数	69	19.0%	72	19.8%	78	21.5%	39	10.7%	38	10.5%	51	14.0%	13	3.6%	3	0.8%	363	100.0%
	従業員数	97	26.7%	79	21.8%	79	21.8%	25	6.9%	27	7.4%	38	10.5%	9	2.5%	9	2.5%		
27年	組合員数	58	17.0%	67	19.6%	92	26.9%	42	12.3%	25	7.3%	42	12.3%	10	2.9%	6	1.8%	342	100.0%
	従業員数	91	26.6%	74	21.6%	65	19.0%	21	6.1%	33	9.6%	30	8.8%	21	6.1%	7	2.0%		

第 24-2 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

年	規模	規模別												合計					
		30人未満	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	不明	組合員数	従業員数	割合	割合	件数	割合				
23年	組合員数	109	20.1%	117	21.5%	147	27.1%	36	6.6%	50	9.2%	77	14.2%	6	1.1%	1	0.2%	543	100.0%
	従業員数	137	25.2%	120	22.1%	106	19.5%	48	8.8%	40	7.4%	44	8.1%	26	4.8%	22	4.1%		
24年	組合員数	86	18.6%	88	19.0%	125	27.0%	40	8.6%	49	10.6%	69	14.9%	6	1.3%	0	0.0%	463	100.0%
	従業員数	129	27.9%	103	22.2%	91	19.7%	28	6.0%	30	6.5%	48	10.4%	19	4.1%	15	3.2%		
25年	組合員数	86	19.5%	93	21.0%	109	24.7%	41	9.3%	51	11.5%	52	11.8%	9	2.0%	1	0.2%	442	100.0%
	従業員数	100	22.6%	116	26.2%	88	19.9%	40	9.0%	27	6.1%	41	9.3%	17	3.8%	13	2.9%		
26年	組合員数	69	18.8%	72	19.6%	80	21.8%	39	10.6%	39	10.6%	52	14.2%	13	3.5%	3	0.8%	367	100.0%
	従業員数	97	26.4%	79	21.5%	79	21.5%	27	7.4%	28	7.6%	39	10.6%	9	2.5%	9	2.5%		
27年	組合員数	58	16.9%	67	19.5%	92	26.7%	42	12.2%	26	7.6%	43	12.5%	10	2.9%	6	1.7%	344	100.0%
	従業員数	91	26.5%	74	21.5%	65	18.9%	21	6.1%	34	9.9%	31	9.0%	21	6.1%	7	2.0%		

(3) 組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が 83 件・24.2%（26 年 116 件・31.9%）、全労連系が 127 件・37.0%（同 141 件・38.7%）、その他の上部団体が 57 件・16.6%（同 47 件・12.9%）などとなっている（第 25-1 表参照）。

組合系統別の状況を全労委でみると、連合系が 85 件・24.6%（26 年 118 件・32.1%）、全労連系が 127 件・36.8%（同 143 件・38.9%）、その他の上部団体が 57 件・16.5%（同 47 件・12.8%）などとなっている（第 25-2 表参照）。

第 25-1 表 組合系統別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	組合系統	連合		全労連		その他の上部団体		上部団体なし		計			
		件数	割合	件数	割合	うち全労協	割合	件数	割合	件数	割合		
23年		145	26.7%	212	39.0%	85	15.7%	39	7.2%	101	18.6%	543	100.0%
24年		133	28.7%	162	34.9%	82	17.7%	37	8.0%	87	18.8%	464	100.0%
25年		118	26.6%	182	41.0%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	444	100.0%
26年		116	31.9%	141	38.7%	47	12.9%	31	8.5%	60	16.5%	364	100.0%
27年		83	24.2%	127	37.0%	57	16.6%	31	9.0%	76	22.2%	343	100.0%

（注） 24年～27年は、系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

第 25-2 表 組合系統別新規係属事件数の推移 (全労委)

(単位:件)

年	組合系統		連 合		全 労 連		その他の上部団体		上部団体なし		計	
							うち全労協					
23年	145	26.7%	212	39.0%	85	15.7%	39	7.2%	101	18.6%	543	100.0%
24年	133	28.7%	162	34.9%	82	17.7%	37	8.0%	87	18.8%	464	100.0%
25年	119	26.7%	182	40.9%	57	12.8%	40	9.0%	87	19.6%	445	100.0%
26年	118	32.1%	143	38.9%	47	12.8%	31	8.4%	60	16.3%	368	100.0%
27年	85	24.6%	127	36.8%	57	16.5%	31	9.0%	76	22.0%	345	100.0%

(注) 24年～27年は、系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない。

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は 261 件・76.3% (26 年 254 件・70.0%)、このうち駆け込み訴え事件は 134 件・39.2% (同 103 件・28.4%) であった。

なお、合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は 51.3% (26 年 40.6%) であった (第 26 表参照)。

第 26 表 新規係属事件における合同労組事件の係属件数の推移 (行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	事件	全 事 件	合 同 労 組 事 件		駆け込み訴え事件	
23年		543	380	(70.0%)	184	(33.9%) <48.4%>
24年		463	335	(72.4%)	173	(37.4%) <51.6%>
25年		441	301	(68.3%)	157	(35.6%) <52.2%>
26年		363	254	(70.0%)	103	(28.4%) <40.6%>
27年		342	261	(76.3%)	134	(39.2%) <51.3%>

- (注) 1 ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
- 2 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。
- 3 ()内は全事件に対する割合。
< >内は合同労組事件に対する割合。

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無 (同一の両当事者における過去の調整事件の有無) 別にみると、調整の前例があったものは 62 件・18.1% (26 年 65 件・17.9%) であった (第 27-1 表参照)。

これを調整事項の関連で見ると、前例ありの場合、経済的事項の中の賃金増額(6.1%)や一時金(9.6%)の割合が全数(賃金増額3.3%、一時金5.1%)と比較して高いのに対し、非経済的事項の中の経営又は人事(11.3%)の割合が全数(22.2%)と比較して低い(第 27-2 表参照)。

第 27-1 表 新規係属事件における調整前例の有無別係属件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位:件）

年	全 事 件	調整前例のある事件
23年	543	68 (12.5%)
24年	463	72 (15.6%)
25年	441	80 (18.1%)
26年	363	65 (17.9%)
27年	342	62 (18.1%)

（注）（ ）内は新規係属事件に対する割合。

第 27-2 表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位:項目）

調整事項	区分	全数		前例あり		前例なし	
合 計		662	100.0%	115	100.0%	547	100.0%
経 済 的 事 項		251	37.9%	48	41.7%	203	37.1%
内 訳	賃 金 増 額	22	3.3%	7	6.1%	15	2.7%
	一 時 金	34	5.1%	11	9.6%	23	4.2%
	労働時間・休日休暇	22	3.3%	1	0.9%	21	3.8%
	そ の 他	173	26.1%	29	25.2%	144	26.3%
非 経 済 的 事 項		402	60.7%	62	53.9%	340	62.2%
内 訳	経 営 又 は 人 事	147	22.2%	13	11.3%	134	24.5%
	団 交 促 進	163	24.6%	27	23.5%	136	24.9%
	組合承認・組合活動	24	3.6%	7	6.1%	17	3.1%
	そ の 他	68	10.3%	15	13.0%	53	9.7%
協約締結・全面改定		9	1.4%	5	4.3%	4	0.7%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 41 件・12.0%（26 年 55 件・15.2%）であった（第 28-1 表参照）。

第 28-1 表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況の推移（行政執行法人を除く）

（単位:件）

年	全 事 件	併存組合のある事件
23年	543	73 (13.4%)
24年	463	42 (9.1%)
25年	441	22 (5.0%)
26年	363	55 (15.2%)
27年	342	41 (12.0%)

（注）1（ ）内は新規係属事件に対する割合。

2 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

(7) 新規係属事件における組合構成員の就労状況

新規係属事件における組合構成員の就労状況は、正社員が 226 件・63.5% (26 年 273 件・71.1%)、パート・アルバイトが 51 件・14.3% (同 44 件・11.5%)、契約社員が 46 件・12.9% (同 42 件・10.9%)、派遣労働者が 13 件・3.7% (同 6 件・1.6%)、その他が 20 件・5.6% (同 19 件・4.9%) となっている (第 28-2 表、図 2 参照)。

第 28-2 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別割合の推移 (行政執行法人を除く)

年	就労状況		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
25年	320	70.2%	46	10.1%	47	10.3%	11	2.4%	32	7.0%	456	100.0%
26年	273	71.1%	44	11.5%	42	10.9%	6	1.6%	19	4.9%	384	100.0%
27年	226	63.5%	51	14.3%	46	12.9%	13	3.7%	20	5.6%	356	100.0%

(注) 組合構成員には複数の就労状況が加入している場合がある。

図 2 新規係属事件における組合構成員の就労状況の推移 (行政執行法人を除く)



(8) 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項

新規係属事件における調整事項を組合構成員の就労状況別にみると、正社員では経済的事項の中の賃金増額 (4.5%) や一時金 (7.1%) の割合が計 (賃金増額 3.6%、一時金 5.2%) と比較して高く、また、非経済的事項の中の団交促進の割合 (27.5%) が計 (23.9%) と比較して高いのに対し、パート・アルバイト、契約社員、派遣労働者では非経済的事項の中の経営又は人事 (それぞれ 23.7%、39.1%、22.2%) の割合が計 (21.8%) と比較して高く、また、パート・アルバイト及び派遣労働者では経済的事項の中の労働時間・休日休暇の割合 (それぞれ 9.6%、5.6%) が計 (3.6%) と比較して高い (第 28-3 表参照)。

第 28-3 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

(単位:項目)

調整事項	就労状況		正社員		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		計	
合計	422	100.0%	114	100.0%	92	100.0%	18	100.0%	48	100.0%	694	100.0%		
経済的事項	159	37.7%	52	45.6%	31	33.7%	5	27.8%	23	47.9%	270	38.9%		
内訳	賃金増額	19	4.5%	3	2.6%	2	2.2%	0	0.0%	1	2.1%	25	3.6%	
	一時金	30	7.1%	2	1.8%	3	3.3%	0	0.0%	1	2.1%	36	5.2%	
	労働時間・休日休暇	8	1.9%	11	9.6%	1	1.1%	1	5.6%	4	8.3%	25	3.6%	
	その他	102	24.2%	36	31.6%	25	27.2%	4	22.2%	17	35.4%	184	26.5%	
非経済的事項	256	60.7%	61	53.5%	60	65.2%	12	66.7%	25	52.1%	414	59.7%		
内訳	経営又は人事	75	17.8%	27	23.7%	36	39.1%	4	22.2%	9	18.8%	151	21.8%	
	団交促進	116	27.5%	22	19.3%	15	16.3%	3	16.7%	10	20.8%	166	23.9%	
	組合承認・組合活動	21	5.0%	3	2.6%	2	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	26	3.7%	
	その他	44	10.4%	9	7.9%	7	7.6%	5	27.8%	6	12.5%	71	10.2%	
協約締結・全面改定	7	1.7%	1	0.9%	1	1.1%	1	5.6%	0	0.0%	10	1.4%		

(注) 組合構成員には複数の就労状況があるため、計は前述の調整事項数と一致しない。

3 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 342 件に係る調整事項数 662 項目（26 年 677 項目）のうち、経済的事項が 251 項目・37.9%（同 270 項目・39.9%）、非経済的事項が 402 項目・60.7%（同 401 項目・59.2%）、協約締結・全面改定が 9 項目・1.4%（同 6 項目・0.9%）となっている。26 年と比べると、経済的事項は 19 項目減少し、非経済的事項は 1 項目増加した。経済的事項のうち、一時金は 34 項目・5.1%（同 42 項目・6.2%）、賃金増額は 22 項目・3.3%（同 29 項目・4.3%）、労働時間・休日休暇は 22 項目・3.3%（同 25 項目・3.7%）であった（第 29-1 表参照）。

非経済的事項のうち、団交促進は 163 項目・24.6%（26 年 177 項目・26.1%）、経営又は人事は 147 項目・22.2%（同 134 項目・19.8%）、組合承認・組合活動は 24 項目・3.6%（同 29 項目・4.3%）であった（第 29-1 表参照）。

なお、調整事項別新規係属状況を全労委でみると、新規係属事件 344 件に係る調整事項数 664 項目（26 年 681 項目）のうち、経済的事項が 253 項目・38.1%（同 272 項目・39.9%）、非経済的事項が 402 項目・60.5%（同 403 項目・59.2%）、協約締結・全面改定が 9 項目・1.4%（同 6 項目・0.9%）となっている。26 年と比べると、経済的事項は 19 項目減少し、非経済的事項は 1 項目減少した。経済的事項のうち、賃金増額は 24 項目・3.6%（同 31 項目・4.6%）、一時金は 34 項目・5.1%（同 42 項目・6.2%）、労働時間・休日休暇は 22 項目・3.3%（同 25 項目・3.7%）であった（第 29-2 表参照）。

非経済的事項のうち、経営又は人事は 147 項目・22.1%（26 年 134 項目・19.7%）、団交促進は 163 項目・24.5%（同 179 項目・26.3%）、組合承認・組合活動は 24 項目・3.6%（同 29 項目・4.3%）であった（第 29-2 表参照）。

第 29-1 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

調整事項	年	23年		24年		25年		26年		27年	
		件数	割合								
合計		973	100.0%	796	100.0%	711	100.0%	677	100.0%	662	100.0%
経済的事項		347	35.7%	253	31.8%	257	36.1%	270	39.9%	251	37.9%
内訳	賃金増額	20	2.1%	19	2.4%	18	2.5%	29	4.3%	22	3.3%
	一時金	47	4.8%	33	4.1%	35	4.9%	42	6.2%	34	5.1%
	労働時間・休日休暇	31	3.2%	14	1.8%	24	3.4%	25	3.7%	22	3.3%
	その他	249	25.6%	187	23.5%	180	25.3%	174	25.7%	173	26.1%
非経済的事項		610	62.7%	531	66.7%	439	61.7%	401	59.2%	402	60.7%
内訳	経営又は人事	189	19.4%	190	23.9%	154	21.7%	134	19.8%	147	22.2%
	団交促進	290	29.8%	242	30.4%	195	27.4%	177	26.1%	163	24.6%
	組合承認・組合活動	31	3.2%	17	2.1%	32	4.5%	29	4.3%	24	3.6%
	その他	100	10.3%	82	10.3%	58	8.2%	61	9.0%	68	10.3%
協約締結・全面改定		16	1.6%	12	1.5%	15	2.1%	6	0.9%	9	1.4%
総事件数		543		463		441		363		342	
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.79		1.72		1.61		1.87		1.94	

（注）複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

第 29-2 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

（単位：項目）

調整事項	年	23年		24年		25年		26年		27年	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
合計		973(9)	100.0%	796(2)	100.0%	712(19)	100.0%	681(11)	100.0%	664(2)	100.0%
経済的事項		347(5)	35.7%	253	31.8%	258(15)	36.2%	272(5)	39.9%	253(2)	38.1%
内訳	賃金増額	20	2.1%	19	2.4%	18	2.5%	31(2)	4.6%	24(2)	3.6%
	一時金	47(5)	4.8%	33	4.1%	35(4)	4.9%	42	6.2%	34	5.1%
	労働時間・休日休暇	31	3.2%	14	1.8%	24	3.4%	25	3.7%	22	3.3%
	その他	249	25.6%	187	23.5%	181(11)	25.4%	174(3)	25.6%	173	26.1%
非経済的事項		610(4)	62.7%	531(2)	66.7%	439(3)	61.7%	403(6)	59.2%	402	60.5%
内訳	経営又は人事	189(2)	19.4%	190	23.9%	154(1)	21.6%	134	19.7%	147	22.1%
	団交促進	290(2)	29.8%	242(1)	30.4%	195(2)	27.4%	179(5)	26.3%	163	24.5%
	組合承認・組合活動	31	3.2%	17(1)	2.1%	32	4.5%	29	4.3%	24	3.6%
	その他	100	10.3%	82	10.3%	58	8.1%	61(1)	9.0%	68	10.2%
協約締結・全面改定		16	1.6%	12	1.5%	15(1)	2.1%	6	0.9%	9	1.4%
総事件数		543		463		442		367		344	
平均調整事項数 （一事件あたり）		1.79		1.72		1.61		1.86		1.93	

（注）1 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

2（ ）内は中労委取扱件数で内数。

(2) 新規係属事件 1 件当たりの平均調整事項数

新規係属事件 1 事件当たり（行政執行法人を除く）の平均調整事項数は 1.94 項目（26 年 1.87 項目）であった（第 29-1 表参照）。

第 30-1 表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移
(行政執行法人を除く)

(単位:件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	23年	20	0	0	2	2	1	1	3	1	3	3	2	2
	24年	19	2	0	2	1	2	1	4	0	3	4	0	0
	25年	18	0	0	2	2	1	1	3	0	1	0	4	4
	26年	29	1	0	3	4	4	3	4	0	7	1	0	2
	27年	22	2	0	3	3	2	3	5	1	1	1	1	0
一時金	23年	47	5	4	5	0	6	5	0	5	5	3	5	4
	24年	33	1	3	2	3	1	3	7	2	1	2	3	5
	25年	35	4	1	0	1	3	7	2	0	2	4	4	7
	26年	42	4	1	2	3	3	6	9	2	5	1	3	3
	27年	34	1	3	2	2	2	2	4	9	1	2	2	4
解雇・ 人員整理	23年	122	6	12	8	13	12	10	13	5	12	14	9	8
	24年	115	7	18	11	12	13	9	8	12	2	6	6	11
	25年	92	4	14	10	7	6	10	5	7	6	7	8	8
	26年	78	10	7	9	4	6	5	9	6	9	2	3	8
	27年	83	4	6	12	10	7	8	8	2	2	7	9	8

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照)。

第 30-2 表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移 (全労委)

(単位:件)

調整事項	年	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	23年	20	0	0	2	2	1	1	3	1	3	3	2	2
	24年	19	2	0	2	1	2	1	4	0	3	4	0	0
	25年	18	0	0	2	2	1	1	3	0	1	0	4	4
	26年	29	1	0	3	4	4	3	4	0	7	1	0	2
	27年	24	2	0	3	3	4	3	5	1	1	1	1	0
一時金	23年	47	5	4	5	0	6	5	0	5	5	3	5	4
	24年	33	1	3	2	3	1	3	7	2	1	2	3	5
	25年	35	4	1	0	1	3	7	2	0	2	4	4	7
	26年	42	4	1	2	3	3	6	9	2	5	1	3	3
	27年	34	1	3	2	2	2	2	4	9	1	2	2	4
解雇・ 人員整理	23年	122	6	12	8	13	12	10	13	5	12	14	9	8
	24年	115	7	18	11	12	13	9	8	12	2	6	6	11
	25年	92	4	14	10	7	6	10	5	7	6	7	8	8
	26年	78	10	7	9	4	6	5	9	6	9	2	3	8
	27年	83	4	6	12	10	7	8	8	2	2	7	9	8

(注) 解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの
(調整事項の詳細については巻末統計表第17表参照)。

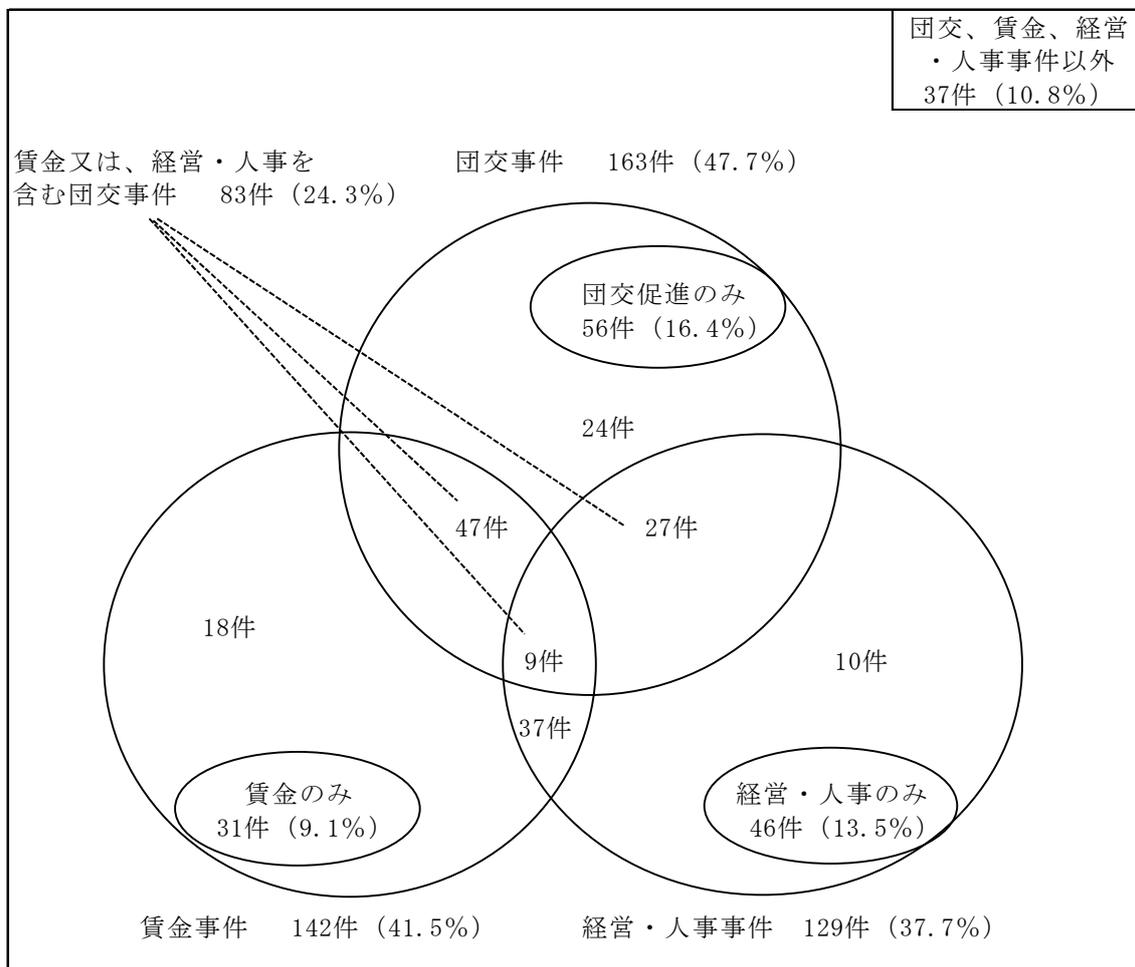
(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件(以下では「団交事件」という。)は163件・47.7%(26年177件・48.8%)であった。賃金等に関するものを調整事項に含む事件(以下では「賃金事件」という。)は142件・41.5%(26年159件・43.8%)であった。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件(以下では「経営・人事事件」という。)は129件・37.7%(26年121件・33.3%)であった(図3参照)。

これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は46件・13.5%(26年33件・9.1%)、賃金事件かつ団交事件は56件・16.4%(同62件・17.1%)、

経営・人事事件かつ団交事件は36件・10.5%（同38件・10.5%）となっている（図3参照）。

図3 新規係属事件調整事項別事件構成（行政執行法人を除く）



全事件（行政執行法人を除く）は 342件

労働事件・・・調整事項に団交促進（v）を含む事件

賃金事件・・・調整事項に賃金等に関するもの（d, e, f, g, h, i）を含む事件

経営・人事事件・・・調整事項に経営又は人事に関するもの（o, p, q, r, s, t）を含む事件

（注）各調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項についてみると、製造業が86項目（26年105項目）、運輸業、郵便業が111項目（同106項目）、医療、福祉が105項目（同121項目）、サービス業が91項目（同64項目）、教育、学習支援業が66項目（同67項目）となっている（第31表参照）。

産業別の全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で38.4%（26年37.1%）、運輸業、郵便業で36.9%（同41.5%）、医療、福祉で40.0%（同41.3%）、サービス業で37.4%（同45.3%）、教育、学習支援業で37.9%（同32.8%）となっている（第31表参照）。

同じく非経済的事項の割合は、製造業で61.6%（26年62.9%）、運輸業、郵便業で62.2%

(同 57.5%)、医療、福祉で 58.1%(同 57.9%)、サービス業で 59.3%(同 54.7%)、教育、学習支援業で 62.1%(同 65.7%) となっている(第 31 表参照)。

第 31 表 新規係属事件における産業別調整事項の状況(行政執行法人を除く)

調整事項		産業分類													
		全産業		製造業		運輸業、郵便業		医療、福祉		サービス業		教育、学習支援業		その他の産業	
合計		662	100.0%	86	100.0%	111	100.0%	105	100.0%	91	100.0%	66	100.0%	203	100.0%
経済的事項		251	37.9%	33	38.4%	41	36.9%	42	40.0%	34	37.4%	25	37.9%	76	37.4%
内訳	賃金増額	22	3.3%	3	3.5%	3	2.7%	4	3.8%	4	4.4%	2	3.0%	6	3.0%
	一時金	34	5.1%	5	5.8%	5	4.5%	7	6.7%	4	4.4%	7	10.6%	6	3.0%
	労働時間・休日休暇	22	3.3%	3	3.5%	1	0.9%	4	3.8%	3	3.3%	0	0.0%	11	5.4%
	その他	173	26.1%	22	25.6%	32	28.8%	27	25.7%	23	25.3%	16	24.2%	53	26.1%
非経済的事項		402	60.7%	53	61.6%	69	62.2%	61	58.1%	54	59.3%	41	62.1%	124	61.1%
内訳	経営又は人事	147	22.2%	23	26.7%	20	18.0%	17	16.2%	22	24.2%	14	21.2%	51	25.1%
	団交促進	163	24.6%	20	23.3%	31	27.9%	25	23.8%	18	19.8%	18	27.3%	51	25.1%
	組合承認・組合活動	24	3.6%	2	2.3%	7	6.3%	6	5.7%	3	3.3%	2	3.0%	4	2.0%
	その他	68	10.3%	8	9.3%	11	9.9%	13	12.4%	11	12.1%	7	10.6%	18	8.9%
協約締結・全面改定		9	1.4%	0	0.0%	1	0.9%	2	1.9%	3	3.3%	0	0.0%	3	1.5%

(注) 調整事項の多い上位5つの産業とその他の産業(上位5つ以外のすべての産業)別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数 99 人以下では経済的事項 97 項目・41.6%(26 年 100 項目・39.5%)、非経済的事項 135 項目・57.9%(同 151 項目・59.7%)、100 人以上 499 人以下では経済的事項 90 項目・36.4%(同 104 項目・44.8%)、非経済的事項 151 項目・61.1%(同 126 項目・54.3%)、500 人以上 4,999 人以下では経済的事項 56 項目・35.9%(同 56 項目・34.1%)、非経済的事項 98 項目・62.8%(同 106 項目・64.6%)、5,000 人以上では経済的事項 5 項目・29.4%(同 7 項目・33.3%)、非経済的事項 12 項目・70.6%(同 14 項目・66.7%) となっている(第 32 表、巻末統計表第 16 表参照)。

第 32 表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項の状況(行政執行法人を除く)

調整事項		組合員数											
		99人以下		100人以上 499人以下		500人以上 4,999人以下		5000人以上		不明		合計	
合計		233	100.0%	247	100.0%	156	100.0%	17	100.0%	9	100.0%	662	100.0%
経済的事項		97	41.6%	90	36.4%	56	35.9%	5	29.4%	3	100.0%	251	37.9%
内訳	賃金増額	9	3.9%	6	2.4%	5	3.2%	1	5.9%	1	0.0%	22	3.3%
	一時金	16	6.9%	10	4.0%	8	5.1%	0	0.0%	0	0.0%	34	5.1%
	労働時間・休日休暇	8	3.4%	5	2.0%	9	5.8%	0	0.0%	0	0.0%	22	3.3%
	その他	64	27.5%	69	27.9%	34	21.8%	4	23.5%	2	100.0%	173	26.1%
非経済的事項		135	57.9%	151	61.1%	98	62.8%	12	70.6%	6	0.0%	402	60.7%
内訳	経営又は人事	40	17.2%	64	25.9%	37	23.7%	3	17.6%	3	0.0%	147	22.2%
	団交促進	63	27.0%	58	23.5%	33	21.2%	7	41.2%	2	0.0%	163	24.6%
	組合承認・組合活動	10	4.3%	8	3.2%	6	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	24	3.6%
	その他	22	9.4%	21	8.5%	22	14.1%	2	11.8%	1	0.0%	68	10.3%
協約締結・全面改定		1	0.4%	6	2.4%	2	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	9	1.4%

4 あっせん員の構成

新規係属あっせん事件 340 件（26 年 358 件）のうち、あっせん員の指名がされた 315 件（同 325 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が 219 件・69.5%（同 222 件・68.3%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 65 件・20.6%（同 77 件・23.7%）、委員及び事務局職員が 25 件・7.9%（同 22 件・6.8%）などとなっている（第 33 表参照）。

第 33 表 新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成状況の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年	合計	委員				委員 + 非委員				非委員			
		三者 構成	公の 益委 員み	その の他	小 計	委員 + 事 務員	委員 + 事 務員	以 外 の 者	そ の 他	小 計	事 務 局 職 員	労 政 職 員	そ の 他
23年	491	342	1	1	344	19	-	2	21	126	-	-	126
24年	410	270	1	2	273	19	-	2	21	116	-	-	116
25年	403	288	2	2	292	22	-	3	25	86	-	-	86
26年	325	222	1	1	224	22	-	2	24	77	-	-	77
27年	315	219	2	1	222	25	-	3	28	65	-	-	65

（注）集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、同年中にあっせん員指名のあったもの。

5 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

27 年は 26 年からの繰越 54 件を含む係属事件 396 件（26 年 463 件）のうち、339 件（同 409 件）が終結し、57 件（同 54 件）が 28 年に繰り越された。終結した 339 件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの（「調整あり」）は 239 件（26 年 258 件）、同意しなかったもの（「調整なし」）は 100 件（同 151 件）であった（チャート α 参照）。

(2) 調整を行うことに同意した事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは 156 件（26 年 171 件）、合意に至らなかったものは 83 件（同 87 件）であった。労使の合意を得られた 156 件について調整日数（あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数）をみると、開始後 90 日以内に終結したものは、119 件・76.3%（同 127 件・74.3%）であり、開始から終結まで 91 日以上かかったものは、37 件・23.7%（同 44 件・25.7%）であった。

平均調整回数をみると、前者では 1.53 回（同 1.65 回）であったのに対し、後者では 3.92 回（同 2.95 回）であった。また、合意に至らなかった 83 件（同 87 件）の内訳をみると、双方譲歩するも隔たりが大きいものが 27 件（同 20 件）と最も多く、以下、労使双方が譲歩しなかったものが 23 件（同 29 件）、使用者側が譲歩しなかったものが 22 件（同 23 件）、労働者側が譲歩しなかったものが 5 件（同 0 件）などとなっている（チャート α 参照）。

(3) 調整を行うことに同意しなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件 100 件（26 年 151 件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの 57 件（同 60 件）、自主解決したもの 15 件（同 29 件）、自主交渉を続けたいとするもの 11 件（同 24 件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの 5 件（同 12 件）などとなっている（チャート α 参照）。

(4) 労使の合意

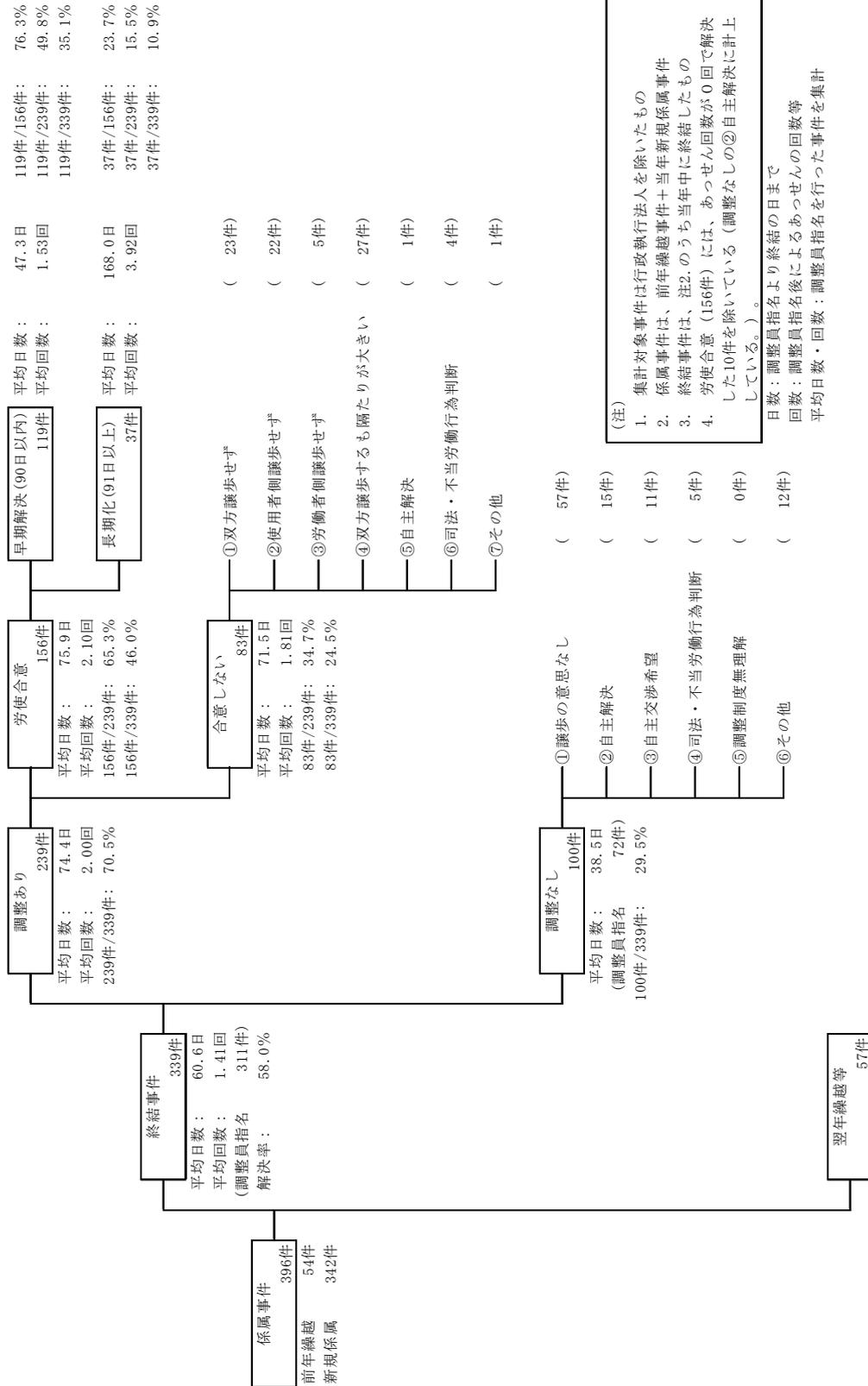
調整を行った結果、労使の合意が得られた 156 件（26 年 171 件）以外に、労使間で自主解決したものが 16 件（同 30 件）（「合意しない」の⑤の 1 件＋「調整なし」の②の 15 件。チャート α 参照）あり、これを加えると終結事件の 50.7%にあたる 172 件（同 201 件・49.1%）で労使合意に至っている。

(5) 解決状況

27 年に終結した調整事件 339 件（26 年 409 件）のうち、取下げ・移管を除く 286 件（同 317 件）の解決状況は、解決 166 件（同 179 件）、不調・打切り 120 件（同 138 件）で、その解決率は 58.0%（同 56.5%）であった（第 18 表、第 34-1 表参照）。

また、調整方法別の解決状況を見ると、あっせんは、取下げ・移管 53 件（26 年 90 件）を除く 283 件（同 312 件）中 164 件（同 176 件）が解決し、解決率は 58.0%（同 56.4%）であった。調停は、取下げ・移管 0 件（同 2 件）を除く 3 件中 2 件（同 5 件中 3 件）が解決し、解決率は 66.7%（同 60.0%）であった。なお、仲裁は 0 件（同 0 件）であった（第 35 表参照）。

チャートα 27年係属事件フローチャート（行政執行法人を除く）



第 34-1 表 終結年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、％）

労委別	事項	年				
		23年	24年	25年	26年	27年
都道府 県労委	終 結 件 数	513	502	398	405	339
	取下・移管除く終結件数	434	429	322	314	286
	解 決 件 数	234	253	182	176	166
	解 決 率	53.9	59.0	56.5	56.1	58.0
中 労 委	終 結 件 数	7	1	17	4	0
	取下除く終結件数	6	1	7	3	0
	解 決 件 数	6	1	6	3	0
	解 決 率	100.0	100.0	85.7	100.0	0.0
都道府 県及 び 中 労 委	終 結 件 数	520	503	415	409	339
	取下・移管除く終結件数	440	430	329	317	286
	解 決 件 数	240	254	188	179	166
	解 決 率	54.5	59.1	57.1	56.5	58.0

(注) 1 終結件数、解決件数は、終結年で集計。
2 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 34-2 表 開始年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、％）

労委別	事項	年				
		23年	24年	25年	26年	27年
都道府 県労委	取下・移管除く終結件数	363	332	269	262	240
	解 決 件 数	191	183	152	155	133
	解 決 率	52.6	55.1	56.5	59.2	55.4
中 労 委	取下除く終結件数	6	1	7	3	0
	解 決 件 数	6	1	6	3	0
	解 決 率	100.0	100.0	85.7	100.0	0.0
都道府 県及 び 中 労 委	取下・移管除く終結件数	369	333	276	265	240
	解 決 件 数	197	184	158	158	133
	解 決 率	53.4	55.3	57.2	59.6	55.4

(注) 1 解決件数は、開始年で集計。
2 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 35 表 労働争議調整事件の終結状況の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

労 委	年	あ つ せ ん						調 停				仲 裁			合 計			
		取下 移管	あつせん案 提 示		あつせん案 不 提 示		小 計		取下 移管	件数 E	調停案 提 示 F	解決 G	取下 移管	件数 H	裁定 I	取下 移管	件数 A+C+ E+H	(内) 解決 B+D+ G+I
			件数 A	(内) 解決 B	件数 C	(内) 解決 D	件数 A+C	(内) 解決 B+D										
都道府 県及 び 中 労 委	23年	80	117	114	394	123	511	237		9	3	3				80	520	240
	24年	73	131	123	368	127	499	250		4	4	4				73	503	254
	25年	74	92	90	227	90	319	180	12	10	9	8	1	1		87	330	188
	26年	90	88	83	224	93	312	176	2	5	3	3				92	317	179
	27年	53	73	67	210	97	283	164		3	2	2				53	286	166
中 労 委	23年	1	1	1			1	1		5	5	5				1	6	6
	24年		1	1			1	1									1	1
	25年		1	1	1		2	1	11	5	5	5				11	7	6
	26年	1	3	3			3	3									3	3
	27年																	

(6) 平均調整日数

取下げ・移管を除く終結事件は283件（あっせん280件、調停3件）で、平均調整日数は58.2日（あっせん58.0日、調停75.3日）であった（第36-1表参照）。

なお、全労委で見ると、取下げ・移管を除く終結事件は285件（あっせん280件、調停5件）で、平均調整日数は57.9日（あっせん58.0日、調停51.6日）であった（第36-2表参照）。

第36-1表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件、日)

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委	
	取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数	
23年	431	50.7 (35.1)	1	19.0 (19.0)	9	46.0 (39.1)	5	28.0 (28.0)	-	-	-	-	440	50.6 (35.2)	6	26.5 (26.5)
24年	422	54.5 (38.9)	1	23.0 (23.0)	4	20.5 (20.5)	-	-	-	-	-	-	426	54.2 (38.7)	1	23.0 (23.0)
25年	317	55.4 (39.4)	2	87.0 (61.0)	10	47.4 (34.5)	5	21.0 (20.2)	-	-	-	-	327	55.2 (39.2)	7	39.9 (31.9)
26年	310	58.5 (40.7)	3	41.7 (35.7)	5	52.4 (37.0)	-	-	-	-	-	-	315	58.4 (40.6)	3	41.7 (35.7)
27年	280	58.0 (42.6)	-	-	3	75.3 (51.3)	-	-	-	-	-	-	283	58.2 (42.7)	-	-

(注) 1 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。
2 ()内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

第36-2表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（全労委）

(単位:件、日)

区分 年	あっせん				調停				仲裁				合計			
	都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委		都道府県労委+		中労委	
	取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数		取下移 管を除 く終結 件数	中労委	取下げ を除く 終結件 数	
23年	431	50.7 (35.1)	1	19.0 (19.0)	9	46.0 (39.1)	5	28.0 (28.0)	-	-	-	-	440	50.6 (35.2)	6	26.5 (26.5)
24年	422	54.5 (38.9)	1	23.0 (23.0)	4	20.5 (20.5)	-	-	-	-	-	-	426	54.2 (38.7)	1	23.0 (23.0)
25年	317	55.4 (39.4)	2	87.0 (61.0)	10	47.4 (34.5)	5	21.0 (20.2)	-	-	-	-	327	55.2 (39.2)	7	39.9 (31.9)
26年	312	58.3 (40.6)	5	36.2 (32.6)	7	41.9 (30.9)	2	15.5 (15.5)	-	-	-	-	319	58.0 (40.4)	7	30.3 (27.7)
27年	280	58.0 (42.6)	-	-	5	51.6 (37.2)	2	16.0 (16.0)	-	-	-	-	285	57.9 (42.5)	2	16.0 (16.0)

(注) 1 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。
2 ()内は期間が2ヵ月を越えたものについて61日として計算した。

6 その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第37条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が2以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは119件（26年111件）で、26年より8件増加した。事業別では、航空関係からの争議行為予告が40件・33.6%（同36件・32.4%）で最も多く、以下、医療関係が26件・21.8%（同29件・26.1%）、陸上旅客運送関係が17件・14.3%（同12件・10.8%）などとなっている（第37表参照）。

第 37 表 争議行為予告通知の事業別件数の推移（中労委）

(単位:件)

事業年	計	陸上旅客運送	航空	道路貨物運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
23年	100(4)	17(0)	21(2)	12(0)	7(0)	1(0)	0(0)	27(0)	15(2)
24年	95(7)	17(0)	19(4)	10(0)	7(0)	0(0)	0(0)	28(0)	14(3)
25年	103(14)	12(0)	29(8)	11(0)	7(0)	0(0)	0(0)	28(0)	16(6)
26年	111(16)	12(0)	36(10)	10(0)	7(0)	0(0)	0(0)	29(0)	17(6)
27年	119(16)	17(0)	40(12)	11(0)	10(0)	1(0)	0(0)	26(0)	14(4)

(注) 1 ()内は使用者からの通知件数で内数。
 2 陸上旅客運送は、鉄道事業及びバス専業。
 3 その他は、公衆衛生・通信等。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第62条の2に基づき27年に新規に開始した労働争議実情調査件数(全労委)は1,150件(26年1,098件)で、26年より52件増加した。26年からの繰越144件を含む係属1,294件(同1,243件)の終結状況をみると、終結した1,108件(同1,099件)のうち、争議解決1,001件・90.3%(同940件・85.5%)、調査打切り105件・9.5%(同153件・13.9%)、調整事件又は不当労働行為事件に移行したものが2件・0.2%(同6件・0.5%)となっている(第38表、巻末統計表第19表参照)。

第 38 表 労働争議実情調査の取扱状況の推移（全労委）

(単位:件)

年	取扱件数			終結状況					
	前年繰越	当年開始	計	争議解決	調査打切	あつせん移行	調停移行	不当労働行為事件移行	計
23年	126	1,088	1,214	909	164	9	0	1	1,083
24年	128	1,022	1,150	859	152	6	0	1	1,018
25年	111	1,058	1,169	867	142	9	0	0	1,018
26年	145	1,098	1,243	940	153	3	1	2	1,099
27年	144	1,150	1,294	1,001	105	1	0	1	1,108